## 学位論文に係る評価に当たっての基準

担当:教育·学生支援部教務課

本学大学院における学位論文に係る評価に当たっての基準については、以下のとおり各研究科ウェブサイト等で確認できます。

#### 【大学院】

### ◆文学研究科

https://www.sal.tohoku.ac.jp/jp/education/info/procedure/

# ◆教育学研究科

https://www.sed.tohoku.ac.jp/laboratory/evaluation.html

# ◆法学研究科

http://www.law.tohoku.ac.jp/graduate/about/

#### ◆経済学研究科

https://www.econ.tohoku.ac.jp/philosophy

#### ◆理学研究科

https://www.sci.tohoku.ac.jp/about/admission-policy.html

# ◆医学系研究科

https://www.med.tohoku.ac.jp/grad/thesis/

## ◆歯学研究科

http://www.dent.tohoku.ac.jp/examinate/mastar/index.html
http://www.dent.tohoku.ac.jp/examinate/doctoral/index.html

# ◆薬学研究科

http://www.pharm.tohoku.ac.jp/general/education/

# ◆工学研究科

https://www.eng.tohoku.ac.jp/media/files/pdf/edu/grad/pm\_01.pdf https://www.eng.tohoku.ac.jp/media/files/pdf/edu/grad/pd\_01.pdf https://www.eng.tohoku.ac.jp/media/files/pdf/edu/grad/pd\_02.pdf

### ◆農学研究科

https://www.agri.tohoku.ac.jp/jp/education/graduate/

#### ◆国際文化研究科

http://www.intcul.tohoku.ac.jp/contents/thesis-evaluation-guidelines/

# ◆情報科学研究科

https://www.is.tohoku.ac.jp/jp/forstudents/completion/thesis.html

## ◆生命科学研究科

別紙のとおり

### ◆環境科学研究科

https://www.kankyo.tohoku.ac.jp/pdf/kijun/mc.pdf https://www.kankyo.tohoku.ac.jp/pdf/kijun/dc-1.pdf https://www.kankyo.tohoku.ac.jp/pdf/kijun/dc-2.pdf

#### ◆医工学研究科

https://www.bme.tohoku.ac.jp/student/index.html

#### 【専門職大学院】

# ◆公共政策大学院

http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/education/curriculum/

# ◆会計大学院

http://www.econ.tohoku.ac.jp/kaikei/about/purpose/

### 生命科学研究科

学位論文に係る評価に当たっての基準

# ・博士論文の審査及び評価基準について

- 1 後期課程修了認定の審査は、原則として専攻ごとに行う。
- 2 1の審査は、博士論文の審査及び最終試験の結果に基づいて行う。
- 3 審査日程は、「生命科学研究科博士論文審査及び最終試験日程」による。
- 4 最終試験は公開とし、40分の口頭発表と30分の質疑応答をもって行う。
- 5 博士論文の審査は、3人(主査及び副査)以上で行う。主査は指導教員(教授または准教授)、副査は他分野の教員(助教以上)があたる。ただし、准教授が主査の場合、当該分野の教授と他分野の教員(助教以上)2名以上を副査とし、4人以上で行うこととする。審査員が論文を査読したのちに、論文提出者を交えた論文審査会を開催する。

最終試験は、博士論文の審査委員を含む5人(うち2人以上は教授とする。また、当該分野の教員は主査を含め2人までとする。)で行う。ただし、必要に応じて5人以外に、他の研究科担当教員等又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。博士論文の審査委員(副査)及び最終試験委員の候補者は、主査が依頼する。

- 6 博士論文の審査及び最終試験の成績は、合格又は不合格とし、合否判定は審査委員の合議により行う。
- 7 合格判定とは別に最終試験の結果を、各審査委員の持ち点制(1人5点)により採点する。

# ・修士論文の審査及び評価基準について

- 1 前期課程修了認定の審査は、原則として専攻ごとに行う。
- 2 1の審査は、修士論文の審査及び最終試験の結果に基づいて行う。
- 3 審査日程は、「生命科学研究科修士論文審査及び最終試験日程」による。
- 4 最終試験は原則として公開とし、15分の口頭発表と10分の質疑応答をもって行う。
- 5 修士論文の審査は、2人(主査及び副査)以上で行う。主査は指導教員(教授または准教授)、副査は他分野の教員(助教以上)があたる。ただし、准教授が主査の場合、当該分野の教授と他分野の教員(助教以上)1名以上を副査とし、3人以上で行うこととする。

最終試験は、修士論文の審査委員を含む5人(うち2人以上は教授とする。また、当該分野の教員は主査を含め2人までとする。)で行う。ただし、修士論文の審査委員(副査)及び最終試験委員の候補者は、主査が依頼する。

- 6 修士論文の審査及び最終試験の成績は、合格又は不合格とする。
- 7 修士論文の審査については、論文審査委員の合議により合否判定を行う。
- 8 最終試験については、審査委員5名のうち3名以上が合と判定した場合をもって合格と認定する。
- 9 後期課程進学希望者の進学の可否は、審査委員5名のうち3名以上が可と判定した場合をもって進 学と認定する。
- 10 合否判定及び進学判定とは別に最終試験の結果を、各審査委員(1人5点で25点満点)の持ち点制

により採点する。

## ・論文博士の学位論文が満たすべき水準

博士の学位論文が満たすべき水準に準じる。生命研究科で指定している URL を参照のこと。

## ・論文博士申請資格と要件

#### 1. 申請資格

学位の申請をできる者は、次の各号の一に該当する者とします。

- (1)修士の学位を有する者は、学位取得後、大学又は研究機関等において計3年以上の研究歴を有する者
- (2)大学卒業者は、大学卒業後、大学又は研究機関等において計5年以上の研究歴を有する者
- (3)前各号と同等以上の内容を有する研究期間があると認めた者
- 2. 博士論文提出要件

博士論文を提出する場合、複数レフリーによる review のある国際誌に、博士論文を構成する内容を含んだ first author の欧文論文が 2 報(accept されているものも含む)以上あることとします。

# ・東北大学大学院生命科学研究科論文博士審査内規

(趣旨)

第1条 東北大学大学院生命科学研究科(以下「研究科」という。)において東北大学学位規程(以下「学位規程」という。)第6条の規定により学位授与の申請を受理した場合の博士論文の審査及び学力の確認については、学位規程の定めるところのほか、この内規の定めるところによる。

## (審査会)

第2条 東北大学大学院生命科学研究科教授会(以下「教授会」という。)は、博士論文の審査及び学力の確認を行うため、審査会を設置する。

#### (組織)

第3条 審査会は、審査委員5人以上(博士論文の審査及び学力の確認を行う委員3人以上並びに学力の確認のみを行う委員。)をもって組織する。

#### (主杳)

第4条 審査会に、主査を置き、紹介教授がつとめる。

#### (論文審查)

第5条 博士論文の審査は、研究科において行う学位規程第5条第2項の規定によるものと同一の方法により行う。

#### (学力の確認)

- 第6条 学力の確認は、博士論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語(英語)について行うものとする。なお、専攻分野の科目の学力の確認は、研究科において行う最終試験に準ずる審査(以下「学力確認」という。)とする。
- 2 外国語(英語)の学力の確認を行う委員は、論文審査委員の中から若干名を紹介教授が指名する。
- 3 学力の確認は、前 2 項の規定にかかわらず、特別の理由があると認めるときは、博士論文に関連のある専攻分野の科目についてのみ行い、又は別に定めるところにより行うことができる。

#### (申請者の研究歴)

- 第7条 大学院博士課程修了者と同等以上の研究歴を有するものとし、次に掲げる研究歴の合計が、修士課程修了者及び博士課程中途退学者にあっては修了(退学)後3年以上,大学卒業者にあっては卒業後5年以上とする。
  - (1) 大学又は研究機関等において研究に従事した期間
  - (2) 前号と同等以上の内容を有する研究期間

(審査等の成績)

第8条 博士論文の審査及び学力の確認の成績は、合格又は不合格とする。

(報告)

第9条 審査会は、審査が終了したときは、直ちにその結果を教授会に報告する。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、教授会で決定する。

(参考)

https://www.lifesci.tohoku.ac.jp/curriculums/policy/

https://www.lifesci.tohoku.ac.jp/oncampus/completion/

https://www.lifesci.tohoku.ac.jp/curriculums/outline/